2　地役権が移転しない別段の定めがある場合の要役地の所有権の移転に伴う消滅　290
（承役地）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	1番地役権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日要役地の所有権移転

（注）順位1番の地役権の登記に抹消する記号（下線）を記録する。

（要役地）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	1番要役地地役権抹消	平成何年何月何日 第何号	承役地地役権抹消の登記による

（注）1　順位1番の地役権の登記に抹消する記号（下線）を記録する。
　　2　要役地が他の登記所の管轄にある場合のその登記所における記録例である。

3　数筆の承役地の一部の地役権の抹消による要役地地役権の変更登記　291
（要役地）

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	要役地地役権	余　白	承役地　甲市乙町一丁目3番 範囲　東側12平方メートル 承役地　甲市乙町一丁目4番 範囲　東側5平方メートル 目的　通行 平成何年何月何日登記
付記1号	1番要役地地役権変更	余　白	承役地地役権抹消 甲市乙町一丁目4番 平成何年何月何日付記

（注）1　要役地が承役地と同一登記所の管轄に属する場合の例である。
　　2　規則第150条，第169条第3項

第五　賃借権に関する登記

一　賃借権の設定の登記

1　通常の場合　292

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　1月何万円（又は「1平方メートル1月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　何年 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

2　敷金がある場合の賃借権の設定　293

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　1月何万円

			支払時期　毎月末日 存続期間　何年 敷金　金何万円 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

3　賃貸人が財産の処分について行為能力の制限を受けた者又は財産の処分の権限を有しない者である場合　294

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　３年 管理人　何市何町何番地 何某の設定した賃借権 賃借権者　何市何町何番地 何　某

4　建物所有を目的とする土地の賃借権の設定　295

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　３０年 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

5　定期借地権としての賃借権の設定　296

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　５０年 特約　譲渡、転貸ができる 借地借家法第２２条の特約 賃借権者　何市何町何番地 何　某

6　事業用定期借地権としての賃借権の設定
（一）借地借家法第23条第1項の事業用定期借地権　297

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　借地借家法第２３条第１項の建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　４５年

			特約　譲渡、転貸ができる 借地借家法第２３条第１項の特約 賃借権者　何市何町何番地 何　某

（二）借地借家法第23条第2項の事業用定期借地権　298

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 目的　借地借家法第２３条第２項の建物所有 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　２５年 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

7　定期建物賃借権の設定　299

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年（又は平成何年何月何日から平成何年何月何日まで） 特約　譲渡、転貸ができる 契約の更新がない 賃借権者　何市何町何番地 何　某

8　取壊し予定の建物の賃借権の設定　300

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　何年（又は建物取壊し時まで） 特約　譲渡、転貸ができる 建物を取り壊すこととなる時に賃貸借終了 賃借権者　何市何町何番地 何　某

9　終身建物賃借権の設定　301

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　賃借人の死亡時まで 特約　賃借人の死亡時に賃貸借終了 賃借権者　何市何町何番地 何　某

10　期間付死亡時終了建物賃借権の設定　302

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年（又は平成何年何月何日から平成何年何月何日まで）又は賃借人の死亡時までのうち、いずれか短い期間 特約　契約の更新がない 賃借人の死亡時に賃貸借終了 賃借権者　何市何町何番地 何　某

11　地上権（又は永小作権）を目的とする賃借権の設定　303

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番地上権の賃借権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 賃料　１月何万円（又は「１平方メートル１月何万円」） 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年 特約　譲渡、転貸ができる 賃借権者　何市何町何番地 何　某

（注）地上権（又は永小作権）を目的とする賃借権設定の登記は，付記登記による。

12　賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記　304

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1 (5)	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　商　会
2 (5)	抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 抵当権者　何市何町何番地 何　某
3 (5)	根抵当権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 根抵当権者　何市何町何番地 株　式　会　社　何　銀　行
4 (5)	賃借権設定	（事項省略）	（事項一部省略） 賃借権者　何市何町何番地 何　某
5	４番賃借権の１番抵当権、２番抵当権、３番根抵当権に優先する同意	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日同意

13　被災地短期借地権（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第7条第1項）としての賃借権の設定　305

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	賃借権設定	平成何年何月何日	原因　平成何年何月何日設定

		第何号	目的　建物所有 賃料　1月何万円（又は「1平方メートル1月何万円」） 支払時期　毎年何月何日 存続期間　5年 特約　譲渡、転貸ができる 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第7条第1項の特約 賃借権者　何市何町何番地 何　某

二　賃借物の転貸の登記　306

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記1号	1番賃借権転貸	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日転貸 賃料　1月何万円 支払時期　毎月末日 存続期間　平成何年何月何日から何年 特約　譲渡、転貸ができる 転借権者　何市何町何番地 何　某

三　賃借権の移転の登記

1　売買による移転　307

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	1番賃借権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 賃借権者　何市何町何番地 何　某

2　相続による移転　308

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 賃借権者 何市何町何番地 持分2分の1 何　某 何市何町何番地 2分の1 何　某

四　賃借権の変更の登記又は更正の登記

1　存続期間の変更　309

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 存続期間　平成何年何月何日から何年

（注）1　変更前の存続期間に抹消する記号（下線）を記録する。
2　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　借地借家法第4条又は第5条の規定による契約更新　310

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日借地借家法第４条又は第５条による更新 存続期間　平成何年何月何日まで

（注）１　変更前の存続期間に抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

3　建物の再築による期間の延長　311

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日借地借家法第７条による延長 存続期間　平成何年何月何日から２０年

（注）１　変更前の存続期間に抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

4　終身建物賃借権の設定の登記後に期間付死亡時終了建物賃借権とする変更　312

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 存続期間　平成何年何月何日から何年（又は平成何年何月何日から平成何年何月何日まで）又は賃借人の死亡時までのうち、いずれか短い期間 特約　契約の更新がない 賃借人の死亡時に賃貸借終了

（注）１　変更前の存続期間及び特約に抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

5　移転した賃借権の賃料の変更　313

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	賃借権設定	（事項省略）	（事項省略）
付記１号	１番賃借権移転	（事項省略）	（事項省略）
付記２号	１番賃借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 賃料　１月何万円

（注）１　変更前の賃料を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

6　賃料の更正　314

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記１号	何番賃借権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 賃料　１月何万円

（注）１　変更前の賃料を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

五　転借権の変更の登記又は更正の登記

1　特約事項の追加　315

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号 の付記１号	何番付記何号転借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 特約　譲渡、転貸ができる

（注）登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　特約事項の遺漏による更正　316

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号 の付記１号	何番付記何号転借権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　遺漏 特約　譲渡、転貸ができる

（注）登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

六　賃借権又は転借権の登記の抹消

1　賃借権の登記の抹消の場合　317

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	１番賃借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）

（注）順位１番の賃借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　転借権の登記の抹消の場合　318

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記何号転借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）

（注）１　転借権の登記の抹消も主登記による。
　　２　転借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　転借権の登記のされている賃借権の登記の抹消の場合　319

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	１番賃借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）
3	１番付記１号転借権抹消	余　白	１番賃借権抹消により平成何年何月何日登記

（注）１　抹消について登記上の利害関係人が存する場合には，その者の承諾を証する情報を提供することを要する。この場合，賃借権を目的とする第三者の権利の登記を抹消する。
　　２　順位１番の賃借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。
　　３　転借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第六　　採石権に関する登記

一　採石権の設定の登記

1　契約による場合　320

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			